

丹波市通学路安全対策プログラム

令和5年度

1 策定の背景

平成24年4月以降、京都府亀岡市をはじめとして、登下校中の児童等に自動車突入し、死傷者が多数発生する痛ましい事故が全国で発生した。

このことを踏まえ、文部科学省から県教育委員会に対し「通学路の安全確保について（依頼）」の通知が寄せられた。また、国土交通省、警察庁、文部科学省の3省庁が連携して対応策を検討し「通学路における緊急合同点検等実施要項」を作成し、関係機関が連携して通学路の安全点検及び安全対策を講じるよう関係機関へ依頼があったところである。

これを受け、丹波市では地域、PTA、学校における通学路緊急合同点検を実施し、通学路の危険箇所が各小学校から提出された。提出された危険箇所について、丹波土木事務所、丹波警察署、丹波市管理課、丹波市建設課、丹波市生活安全課、丹波市教育委員会を構成員とする点検チームを立ち上げ、平成24年8月7日、8日、9日の三日間にわたって現地調査を実施したところである。

現地調査を踏まえて、最終的に危険箇所として抽出した84か所について対策を検討していくこととした。

◇実施対象箇所の追加

フォローアップとして、令和5年度に各小・中学校から追加提出された危険箇所について、丹波土木事務所、丹波警察署、丹波市道路整備課、丹波市くらしの安全課、丹波市教育委員会を構成員とする丹波市通学路安全対策連絡協議会において、対応が必要な危険箇所3カ所を追加し、安全対策を検討することとした。

2 プログラムの目的

本プログラムは、本市の通学路における交通安全確保を継続・強化し、着実かつ効果的な取組を進めるため、取組の基本的な進め方等を定めることとする。

3 プログラムの期間

プログラムの期間を令和5年度から令和7年度までの3カ年とし、危険箇所について対応を行う。

※本プログラムは、平成26年度に策定されたものであり、要望に応じて3年ごとに期間を定めている。

※「通学路」とは、児童等が通学の際に利用する道路のうち、法令等に照らして一定の要件を満たしていると学校が認めた区間で、時間帯を設定して学校が指定したものをいう。

【参考 通学路の設定及び道路の安全確保に係る法令等 一部抜粋】

○平成 24 年度文部科学省交通安全業務計画（平成 24 年 3 月 30 日策定）（抄）

市町村の教育委員会においては、学校に対し、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して幼児児童生徒の通学路及び登下校の時間帯を設定し、必要に応じ道路管理者、警察等と共同して、定期に安全点検を実施するよう指導するとともにその結果について報告を求める。また、前述の報告をもととし、必要に応じ管内国公立の学校の通学路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

○学校保健安全法（昭和 33 年 4 月 30 日法律第 56 号）

（学校安全計画の策定等）

第 27 条 学校においては、児童生徒の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について、計画を策定し、これを実施しなければならない。

○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和 41 年 4 月 1 日政令第 103 号）

第 4 条 法第 6 条第 3 項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね 40 人以上通行する道路の区間
- 二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入り口から 1 キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの。

○ 学校安全参考資料「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」（文科省著作権所有平成 13 年発行、平成 22 年改訂）の別表 3

（通学路の設定）

通学路の条件

- ・できるだけ歩車道の区別がある
- ・区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる
- ・遮断機のない無人踏切を避ける
- ・見通しの悪い危険個所がない
- ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている。
- ・犯罪の可能性が低いなど

4-1 小学校から提出された通学路の危険箇所（平成26年3月掲載分）

学校名	提出箇所数	実施対象箇所数の内訳		
		道路構造 関連	交通規制等	その他 見守り等
崇広小学校	6	1	2	2
新井小学校	2	1		
上久下小学校	2	2		
久下小学校	15	5	3	1
小川小学校	2			2
和田小学校	4	4		
南小学校	1	1		
中央小学校	2	1	1	
西小学校	1	1		
北小学校	1	1		
東小学校	16	3	2	4
芦田小学校	3	2		
佐治小学校	7	1	3	2
神楽小学校	3	3		
遠阪小学校	5	1		
竹田小学校	4	2	1	
前山小学校	8			4
吉見小学校	1	1		
鴨庄小学校	1	1		
三輪小学校	3	2	1	
春日部小学校	4	3		1
大路小学校	19	4		3
進修小学校	4	1	1	
黒井小学校	9	1	1	3
船城小学校	7	1	1	3
合計	130	43	16	25

整理分類

- (1) 道路の構造（幅員が狭い、歩道がない、転落防止柵がない、など）43
- (2) 交通規制等（横断歩道、信号機、速度規制など）16
- (3) その他（見守り活動、通学路変更など）25

4-2 小・中学校から提出された通学路の危険箇所

(平成31年2月追加掲載分)

学校名	提出箇所数 (対策を要する箇所)	実施対象箇所数の内訳		
		道路構造 関連	交通規制等	その他 見守り等
新井小学校	1	1		
東小学校	2	2		
吉見小学校	1	1		
合 計	4	4		

整理分類

- (1) 道路の構造 (幅員が狭い、歩道がない、転落防止柵がない、など) 4
- (2) 交通規制等 (横断歩道、信号機、速度規制など)
- (3) その他 (見守り活動、通学路変更など)

4-3 小・中学校から提出された通学路の危険箇所 (追加要対策箇所)

(令和2年度)

学校名	提出箇所数 (対策を要する箇所)	実施対象箇所数の内訳		
		道路構造 関連	交通規制等	その他 見守り等
西小学校	1	1		
久下小・山南中	1	1		
南小学校	2	2		
小川小	1	1		
和田小	1	1		
合 計	6	6		

整理分類

- (1) 道路の構造 (幅員が狭い、歩道がない、転落防止柵がない、など) 6
- (2) 交通規制等 (横断歩道、信号機、速度規制など)
- (3) その他 (見守り活動、通学路変更など)

4-4 小・中学校から提出された通学路の危険箇所

(令和5年度追加分)

学校名	提出箇所数 (対策を要する箇所)	実施対象箇所数の内訳		
		道路構造 関連	交通規制等	その他 見守り等
前山小学校	2	2		
柏原中学校	1	1		
合 計	3	3		

整理分類

- (1) 道路の構造 (幅員が狭い、歩道がない、転落防止柵がない、など) 3
- (2) 交通規制等 (横断歩道、信号機、速度規制など)
- (3) その他 (見守り活動、通学路変更など)

※1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、全体数と一致しない
 ※対策実施機関は、調整のうえ変動する可能性がある。

5 プログラムの基本目標

- ① 関係機関が連携して通学路の安全対策を推進し、児童の安全を確保する。
- ② 学校が中心となって安全教育を進め、児童自らが安全確保できるように努める。
- ③ 地域や保護者が連携し、児童が安心して通学できるよう努める。

6 基本方針

- ① 安全で安心な通学路の指定
- ② 安全教育・指導の徹底
- ③ 地域や保護者との連携による安全の確保
- ④ 通学路における環境整備

7 推進体制

関係機関が連携して安全対策を推進するため、丹波市通学路安全対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

連絡協議会は次の構成員で組織する。

- ① 丹波土木事務所
- ② 丹波警察署
- ③ 丹波市建設部道路整備課
- ④ 丹波市生活環境部くらしの安全課

⑤ 丹波市教育委員会教育総務課

8 具体的な取組

- ア 丹波土木事務所は、管理する国道、県道における通学路の安全を確保するため、歩道の整備、カラー舗装など所要の措置を図る。
- イ 丹波警察署は、横断歩道や信号機の設置など、児童の安全な登下校のために所要の措置を図る。
- ウ 丹波市道路整備課は、管理する市道における通学路の安全を確保するため、歩道の整備、カラー舗装など所要の措置を図る。
- エ 丹波市生活環境部くらしの安全課は、児童の安全を確保するため、交通標識の設置、丹波警察署と連携した交通規制、交通安全指導に取り組む。
- オ 丹波市教育委員会は、学校における学校安全計画の推進、通学路指定に関して指導助言を行うとともに、安全教育の推進を支援する。

9 フォローアップ

当プログラムのフォローアップとして、通学路指定時に定期的な危険箇所の点検を行い、新たな危険箇所の追加要望や、対策方法の変更などを検討しプログラム等の見直しを行う。